

2026年1月6日

介護保険の利用者負担増に反対する声明

日本退職者連合

会長 野田 那智子

1. 社会保障審議会の介護保険部会で負担増を議論

介護保険部会は、12月25日に「現役並み所得」(3割)の基準は「引き続き検討を行うことが適當」、「一定以上所得」(2割)の基準は「継続検討し、第10期事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに結論を得ることが適當」と意見集約した。

当初、利用者負担は1割とされてきたが、2015年に2割負担、2018年に3割負担を導入した。保険料が上昇する中、全世代型社会保障の考えにより、負担の公平化を図る必要があるのではないかとの主張を背景として、基準見直しの議論が行われた。

厚労省は現行の「合計所得280万円以上（単身の場合／夫婦は346万円以上）」を拡げる選択肢として、260万円から230万円（夫婦は326万円から296万円）までを提示し、配慮措置として、①新たに2割負担になる場合、当分の間、月7,000円の増額上限を設定、②預貯金等が一定額以下（単身700万・500万・300万円／夫婦1,700万・1,500万・1,300万円）の者は申請により1割負担に戻すことも提示した。

見直し積極派からは、「医療との整合性、応能負担、保険料の上昇抑制の観点からなるべく多く一定以上の所得対象とすべき」「現役世代を考えれば、原則2割の検討も必要」との意見があった。連合を含む慎重派からは、「物価高騰下において高齢者の生活実態を踏まえれば慎重に」「医療と比べ利用期間が長いため負担増は利用控えを招き、重度化を招く」「公費負担の引き上げも検討すべき」との意見が出された。

2. 「保険料負担あって、介護サービスなし」はゴメンだ

2000年に創設された介護保険制度は貴重な社会生活基盤となっている。しかし、訪問介護の基本報酬削減など待遇悪化が事業所の閉鎖や従事者不足を招いている。

「保険料負担あって介護サービスなし」という事態があつてはならない。

利用者負担は1割を基本とし、2割負担者の拡大は行うべきではない。また、有料老人ホームのケアマネジメントの自己負担検討を求める内容についても反対である。超少子高齢化が加速する中、持続可能な介護保険制度を構築するために、退職者連合は、公費負担の増額も視野に入れて将来的に安定した財源の枠組みを求め、取り組んでいく。

以上